

B3. IFRSと日本基準比較表 従業員給付GAP分析

2011年4月1日時点

Ver.1.00 2011_05



AGATE CONSULTING

■B-1-1. IFRSと日本基準比較表(概要)

	日本基準	IFRS	差異	
I. 全般				
1. 定義				
B001	従業員給付の定義	明文規定なし	(IAS19.5.7) 従業員が提供した勤務と交換に、企業が与えるあらゆる形態の対価 (従業員の被扶養者(配偶者・子等)に対する支給も含まれる)	○
B002	従業員の範囲	包括的基準なし	(IAS19.6) 企業に常勤or時間制で、常時or不定期or一時的に勤務を提供する者 (取締役・その他の役職者も含む)	*
2. 分類				
B003	従業員給付の分類	雇用中に支払われる従業員給付についての包括的な基準なし	(IAS19.1.4) 従業員給付は、下記の5つに分類される 1. 短期従業員給付 2. 退職後給付 3. その他の長期従業員給付 4. 解雇給付 5. 株式報酬	○
B004	短期従業員給付の定義		(IAS.19.7) 勤務提供期間後1年以内に支払期限が到来する従業員給付 (解雇給付を除く)	*
B005	短期従業員給付の例		(IAS.19.8) ・賞金・給与・社会保障のための掛金 ・短期有給休暇 ・勤務提供期間後1年に支払われる利益分配・賞与 ・従業員に対する非貨幣性給付 (医療給付、住宅、自動車、無償or補助金付きの財・サービス等)	*
B006	退職後給付の定義	(退職給付に係る会計基準 一1. 退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書 三2.) 一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付(役員は対象外)	(IAS.19.7) 雇用関係の終了後に支払われる従業員給付 (解雇給付を除く)	○
B007	退職後給付の例		(IAS.19.24) ・年金等の退職給付 ・退職後生命保険・退職後医療給付 など	*
B008	その他の長期従業員給付の定義		(IAS.19.7) 勤務提供期間後1年以内に支払期限が到来しない従業員給付 (退職後給付・解雇給付を除く)	*
B009	その他の長期従業員給付の例		(IAS.19.126) ・長期有給休暇(長期勤務休暇・研究休暇など) ・長期勤務給付(記念日・その他) ・長期障害給付 ・勤務提供期間日から1年以上後に支払うべき利益分配及び賞与 ・稼得された期間の末日から1年以上後に支払う繰延報酬	*
B010	解雇給付の定義	退職後給付と解雇給付が明確に区別されていない そのため、一部は「退職給付に係る会計基準」にて支払時の退職給付費用として処理されている	(IAS19.7, BC93) 下記いずれかの結果として支払うべき従業員給付 1. 通常の退職日前に従業員の雇用を終了するという企業の決定 2. 当該給付を見返りに自発的退職を受け入れるという従業員の決定 ※リストラ引当金と密接に関連することが多い	
B011	解雇給付の例		(IAS19.135-136) ・法令・契約、商慣行等に基づく支払一時金 ・従業員給付制度を通じての退職金等の上乗せ部分 ・特定の予告期間末までの給与(勤務を提供しない部分) ・会社都合と自己都合の退職金の差額部分	
B012	解雇給付に該当しないものの例		(IAS19.136) 従業員の退職理由と無関係に支払われる給付 (離職補償・退職慰労金等)	
B013	株式報酬の定義	(ストック・オプション等に関する会計基準 2) 自社株式オプション・・・自社の株式を原資産とするコール・オプション	従業員の勤務対価として、下記いずれかを交付する取引 1. 自己の持分金融商品(株式・ストックオプション等) 2. 自己の持分金融商品の価格を基礎とする金銭	
3. 適用範囲				
B014	従業員給付の適用範囲	包括的基準なし	(IAS19.1-2) 従業員給付に関する会計・開示について、IAS-19が包括的に規定 (退職給付制度自体が作成するF/Sは、IAS-26にて別途規定)	○
B015	別段の定めのある従業員給付		(IAS19.1) ・株式報酬(IFRS-2) ⇒【C】シリーズ参照	